

# 精神保健福祉法改正に伴う保健所の対応

## 県型保健所に対するアンケート調査

タカオカ 高岡	ミチオ 道雄*	ミナミ 南	リュウイチ 龍一 <sup>2*</sup>	ウエノ 上野	フンヤ 文彌 <sup>3*</sup>
イシゲ 石下	キョウコ 恭子 <sup>4*</sup>	ササキ 佐々木	アキコ 昭子 <sup>5*</sup>	オオイ 大井	テル 照 <sup>6*</sup>
ツノダ 角田	マサシ 正史 <sup>7*</sup>	タケシマ 竹島	タダシ 正 <sup>8*</sup>		

**目的** 平成11年の精神保健福祉法改正により、一部の精神保健福祉業務が平成14年4月から市町村に委譲されることとなった。この委譲にあたり県型保健所管内の市町村の準備状況および県型保健所がどのような支援策を考え実行しているか調査し、円滑な業務委譲に役立てることを目的とした。

**方法** 47都道府県ごとに人口500万までは2か所、500万を超える場合、3か所の県型保健所を無作為に抽出し103保健所に対し、平成13年10月にアンケート調査を実施した。回答結果を全国保健所長会のブロックに合わせて6ブロックに分け、回答結果のブロック別頻度の比較を行った。

**成績** 47都道府県83保健所（80.6%）から回答を得た。回答した保健所管内の市町村数は684であった。市町村の約4割が何らかの精神保健福祉業務を既に実施していた。しかし委譲業務の担当部署については調査時点で約6割の市町村しか決定していなかった。保健所に関しては95%以上の保健所が研修会の開催を行っており、また市町村との同行家庭訪問も78%の保健所が行っていた。

保健所への影響については、精神障害者福祉施策が充実するなど精神保健福祉業務の推進を評価する意見が約8割ある一方で、市町村間の実施体制の格差等の精神保健対策の後退を心配する意見も約6割あった。

**結論** 保健所の対応では、「研修会の開催」、「家庭訪問を市町村と実施」などにより円滑な委譲が行われるよう協力体制を整えていた。

一方、市町村の対応としては、調査した平成13年10月段階では、約6割の市町村しか委譲業務の担当部署を決定していなかった。

**Key words** : 地方分権（精神保健福祉業務委譲）、保健所精神保健活動

\* 兵庫県加古川保健所

2\* 熊本県保健福祉部

3\* 医療法人富士病院

4\* 福島県南保健福祉事務所

5\* 東京都三鷹武蔵野保健所

6\* 東京都板橋区保健所

7\* 福島県立医科大学公衆衛生学教室

8\* 国立精神・神経センター精神保健研究所

連絡先：〒675-0031 兵庫県加古川市加古川町北

在家 加古川保健所 高岡道雄